

(資料2)

## 長期ワークシートについて

## 長期将来推計の基本的考え方

### 1. 趣旨

- 我が国の高齢者(65歳以上)数は、「団塊の世代」が高齢者になる2015年頃までに急速に増大した後、増加率が鈍化し、2040年代にピークを迎えた後は緩やかな減少に転じるものと見通されている。<sup>(注1)</sup>
- 地域ごとにみると、大都市圏では今後も高齢者数の大幅な増加が見込まれる一方、すでに高齢者数のピークを迎えつつある地域も少なくないと考えられる。<sup>(注2)</sup>
- 従って、高齢者の地域での暮らしを支えるための基盤整備を進める「地域ケア整備構想(仮称)」を策定するにあたっては、施設や設備の長期性も考え、まず、各地域の長期的な人口動向等の特性を捉え、様々な観点から需要を把握する必要がある。
- 今回提示する長期将来推計は、そのために平成47(2035)年までの地域における高齢化の進展の状況、施設・居住系サービスの需要の見通しなどを推計し、将来の見通しと必要な体制の確保に向けた対応方針を構想に記載するための作業ツールとして提供するもの。

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年1月推計)

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別の将来推計人口」(2002年3月推計)

### 2. 推計・検討項目

- 各地域における、平成47(2035)年ごろまでの、
  - ① 人口及び世帯構造別高齢者数の見通し
  - ② 要介護(支援)認定者数の見通し
  - ③ 施設・居住系サービス(主に中重度者用)需要の見通しを推計する。
- 推計に際しては、地域ケアの推進に伴う施設・居住系サービス需要の変化等について、いくつかの仮定を設定する。また、地域において既存のニーズ調査等がある場合にはその結果も踏まえるなど、各地域の特性に応じた仮定を検討し設定する。

- さらに、④高齢者の見守り及び住まいの在り方の方向、⑤在宅医療の基盤整備の方向について一部推計を行いながら、課題の整理と対応方策の検討を行う。

### 3. 期待される議論等

- 地域における施設・居住系サービスの需要のケース別推計結果を踏まえつつ、将来の地域ケア体制のあるべき姿について検討を進めること。
- 将来の地域ケア体制の方向を踏まえつつ、今後の高齢化の進展に対応した地域としての施設・居住系サービスの今後の整備の方向を検討すること。
- 将来のあるべき方向を踏まえて、中長期的な体制の確保に向けた対応方針を検討すること。
- 高齢者の介護・見守り・住まい・在宅医療の連携体制を検討すること。
- 確保すべき見守りの内容を検討し、対応を検討すべき者に対する見守りの内容と提供方法を検討すること。
- 高齢者の住まいの在り方について検討すること。
- 在宅医療の基盤整備に向けた課題を整理し、今後の基本的方向と対応方策を検討すること。

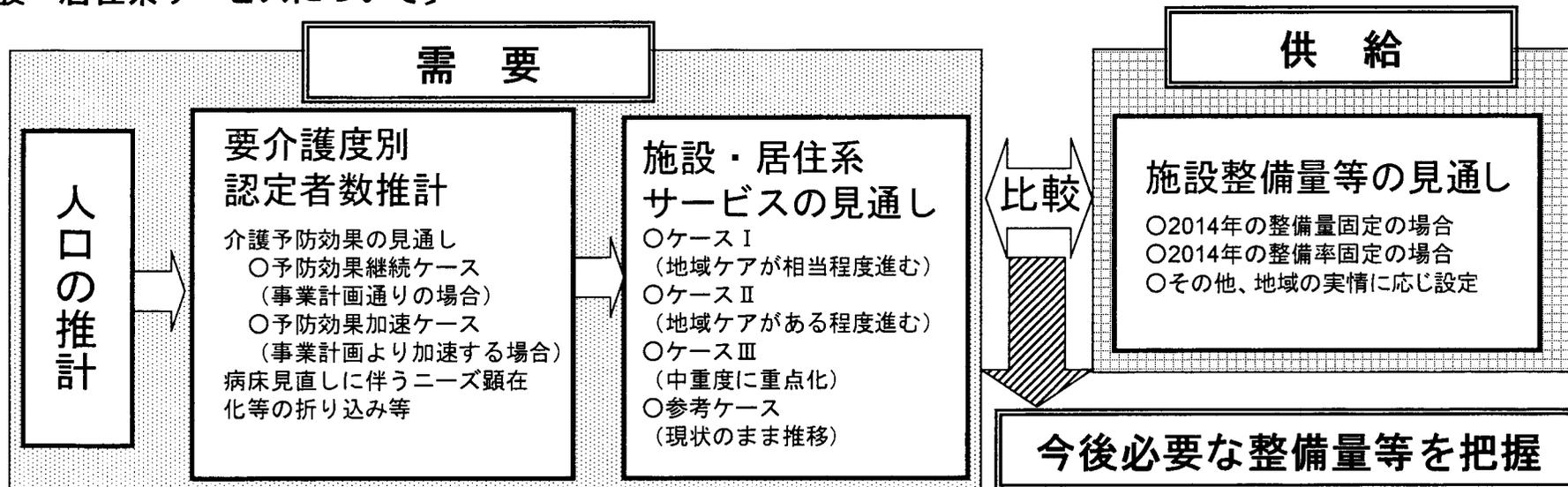
### 4. 構想に盛り込む事項

- 構想においては、長期将来推計により推計された以下の数字を整理して示すこととする。
  - ・人口及び世帯構造別高齢者数の見通し
  - ・要介護認定者数の見通し
  - ・施設・居住系サービス需要の見通し

(以上)

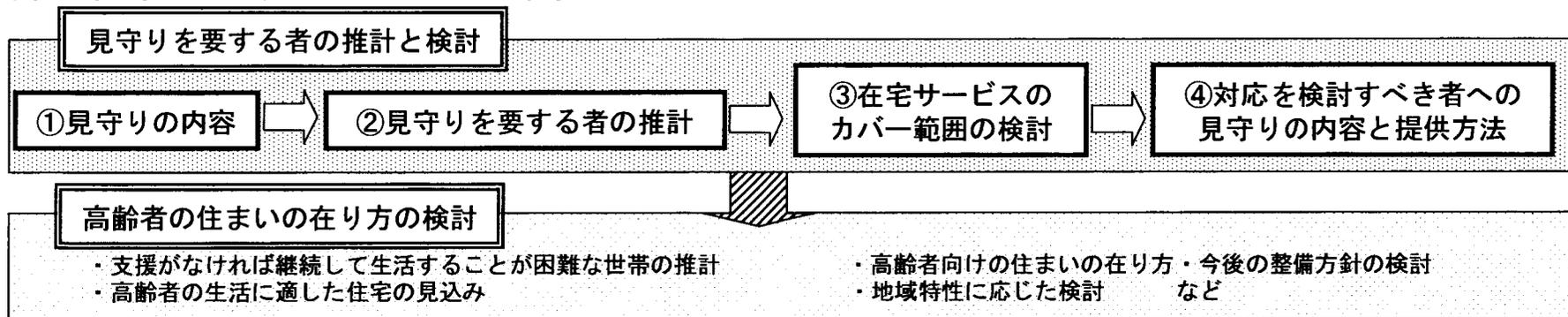
# 地域ケア整備に係る諸ニーズ及び供給の将来推計や今後の在り方の検討の流れ

〔施設・居住系サービスについて〕

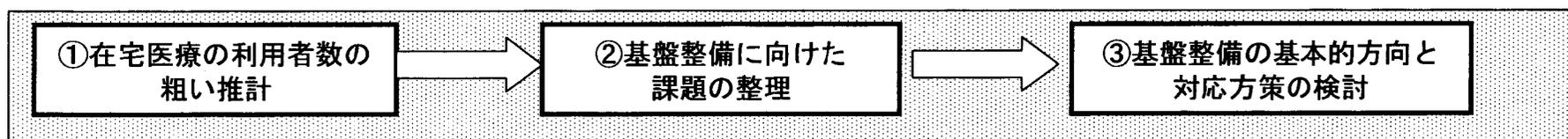


-3-

〔高齢者の見守り及び住まいの在り方の検討〕



〔「在宅医療」の在り方の検討〕



地域ケア整備にかかる諸ニーズ及び供給の将来推計について  
(長期将来推計の説明)

1. 趣旨

- 地域ケア整備構想（仮称）作成の基礎となる、長期将来推計の具体的な考え方及び推計方法等を整理したもの。

2. 推計事項等

- 各地域における、平成 47（2035）年ごろまでの、
  - ① 人口及び世帯構造別高齢者数の見通し
  - ② 要介護（支援）認定者数の見通し
  - ③ 施設・居住系サービス（主に中重度者用）需要の見通しを推計する。
- 推計に際しては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口のフレーム及び第 3 期介護保険事業計画を基礎にしつつ、地域ケアの推進に伴う施設・居住系サービス需要の変化について複数の仮定を設定する。また、地域において既存のニーズ調査等がある場合にはその結果も踏まえて、各地域の特性に応じた仮定を検討し設定する必要がある。
- さらに、④高齢者の見守り及び住まいの在り方の方向、⑤在宅医療の基盤整備の方向について一部推計を行いながら、課題の整理と対応方策の検討を行う。

3. 具体的な推計方法等【マニュアル】

(1) 人口及び高齢者数の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所のホームページ ([http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Shou/S\\_Jouken.asp](http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Shou/S_Jouken.asp)) で提供されている、「小地域簡易将来人口推計システム」（2100 年まで推計可能）を活用する等により、対象地域における年齢階級別人口の見通しを作成する。

(注 1) 現在の公的推計は、いずれも、2000 年の国勢調査をベースにしたものである。必要に応じ、2005 年の国勢調査結果を用いて補正することにより、最近の人口の社会移動の状況等も織り込んだ見通しを作成することが考えられる。例えば、「小規模簡易将来人口推計システム」を利用する際、システムの 1995 年欄に 2000 年国勢調査結果を、2000 年欄に 2005 年国勢調査結果を入力して、以後、2005 年欄の推計結果を 2010 年の値として利用する等の対応が考えられる。

(注 2) 地域別の人口推計を行う際には、地域別人口推計の集計が必ずしも都道府県全体の人口推計や全国の人口推計と整合しないことに留意が必要であり、必要に応じ各都道府県全体の集計値を踏まえた修正係数を作成して使用する等の対応が考え

られる。

(注3) 要介護(支援)認定者等について第3期介護保険事業計画等を踏まえた補正を行うことを考えると、年齢階級の刻みについては85歳以上はひとまとまりとする程度で良いと考えられるが、独自に、年齢階級の刻みをもっと細かく推計することは差し支えない。

(注4) 「小規模簡易人口推計システム」や各種統計調査等を利用する際には、その利用上の注意などに留意が必要。

○ 見通しの作成に際しては、「単独(単身)」「夫婦のみ」「その他」の世帯構造別内訳を作成する。(とりわけ、施設・居住系サービス需要は、世帯構造によって相当程度異なることが想定されることを踏まえたもの。)

(注5) 推計に際しては、各地域における各年齢の高齢者等がどのような世帯構造の世帯に所属しているかというデータ(各年齢の高齢者等が各世帯構造に属する割合)を活用し、上で推計した性・年齢階級別人口の見通しに乗じる方法をとることができれば比較的容易に推計できるものと考えられるが、そのようなデータを得ることが困難な場合には、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」などを利用することが考えられる。

例えば、

a) 「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」の仮定地として公表されている各都道府県における年齢階級別世帯主率の見通しを、上で推計した性・年齢階級別の人口の見通しに乗じることにより、まず世帯主の年齢階級別・世帯構造別世帯数を作成し、その後、夫婦のみ世帯数からその世帯に属する高齢者数を推計する方法(その他世帯に属する高齢者数は、各年齢階級別の高齢者数から、単独世帯数=単独世帯に属する高齢者数、夫婦のみ世帯に属する高齢者数を控除)。

b) 上記 a) で、各都道府県における年齢階級別世帯主率の見通しを、各都道府県の直近の国勢調査結果や、各地域のデータに基づいて補正する方法(例えば、全体として単独世帯の割合が多い地域については、単独世帯の世帯主率が高めになるよう補正する等)。

c) その他、各種データから、様々な仮定をおいて、各地域における各年齢の高齢者等がどのような世帯構造の世帯に所属しているかというデータ(各年齢の高齢者等が各世帯構造に属する割合)を作成して、上で推計した性・年齢階級別の人口の見通しに乗じる方法。

など。

(注6) どのような方法を用いるにしても、世帯構造に係る推計は、人口の見通しよりも仮定の要素が多いので、推計には一定の限界があることに留意が必要。

(注7) 注3と同様。

## (2) 要介護(支援)認定者数の見通し

- 要介護（支援）発生率及びその第3期介護保険事業計画との整合性を確保するための補正係数等を作成し、上記（1）で推計した人口の見通しに乗じて、要介護（支援）認定者数の見通しを作成する。

（注8）第3期介護保険事業計画の策定過程においては、2014年が要介護（支援）認定者数計算の最終年なので、2014年における補正係数等をその後も使用する（予防効果継続ケース）ことで差し支えない（結果として、介護予防の効果等も2014年における影響と同程度の影響がその後も継続するという仮定をおいているようなものである）が、4月以降の施行状況等も踏まえて、2015年以降さらに介護予防の効果が大きくなる（予防効果加速ケース：事業計画より1割程度認定者が少なくなると仮定）というような独自の仮定をおくことは差し支えない。

（注9）また、各地域に係る療養病床アンケート調査に基づき、療養病床の再編に伴い、現在医療療養病床に入院していることで要介護（支援）認定を受けていない者が要介護（支援）認定を受けて介護施設等に移ることによる要介護（支援）認定者の増加分を織り込むことを検討する必要がある。

（注10）さらに、療養病床以外の病床（一般病床等）に入院している者についても、これらの一般病床等の動向などの影響により、新たに要介護（支援）認定を受けて介護施設等に移ることにより要介護（支援）認定者の増加につながるケースがあり得ることに留意が必要。各地域において、こうした影響を適切に見込むことが可能であれば、見通し作成に織り込むことを検討する必要がある。

（注11）要介護（支援）認定者数の推計に際しては、概ね平成12年頃から17年頃までのデータを利用して、コーホート変化率に基づく方法も考えられるが、制度発足当初の制度の急速な普及がデータに影響を及ぼしている可能性があるため、特段の事情がある場合を除き上記の方法で推計することが適当と考えられる。

### （3）施設・居住系サービス（主に中重度者用）需要の見通し

- 少なくとも、次の4つのケースについて、施設・居住系サービス（主に中重度者用）需要の見通しを作成する。

			要介護4～5		要介護3	要介護2	要介護1
			単独・夫婦のみ	その他			
ケースⅠ	地域ケアが相当程度進むケース	2015	90%	50%	20%	—	—
		2025	80%	40%	10%	—	—
		2035	70%	30%	10%	—	—
ケースⅡ	地域ケアがある程度進むケース	2015	90%	50%	20%	—	—
		2025	85%	45%	15%	—	—
		2035	80%	40%	15%	—	—

ケースⅢ	中重度に重点化ケース	90%	50%	20%	—	—
参考ケース	現状のまま推移	概ね現状の利用割合が継続				

(注 12) 数値は、当該要介護度の認定者に対する、施設・居住系サービスが必要な者の割合として設定。

(注 13) 各ケースの考え方は、以下の通り。

【ケースⅠ】地域ケアの推進により 2015 年までに施設・居住系サービス需要の中重度化が進み、その後も地域ケアの一層の推進により需要の程度（各要介護度の認定者に対する需要の割合）が低減していくケース。

【ケースⅡ】ケースⅠにおいて、2015 年以降の需要の程度の低減が緩やかなケース。

【ケースⅢ】ケースⅠ・Ⅱにおいて、2015 年以降の需要の程度の低減がないケース。

【参考ケース】概ね現行の需要の程度が継続するケース（療養病床の見直しに係る需要の増加等も織り込む）。

(注 14) 概ね現行の需要の程度が継続するケース（参考ケース）では、各地域に係る療養病床アンケート調査に基づき、療養病床の再編に伴う、次の影響を織り込むこと。

a) (介護保険の) 施設・居住系サービスの増減（医療療養病床から介護施設等に転換するベッド数－介護療養病床から医療施設に転換するベッド数）

b) 現在医療療養病床に入院していることで要介護（支援）認定を受けていない者が要介護（支援）認定を受けて介護施設等に移ることによる施設・居住系サービス需要の増加分（上記 a) と重複する分を除く）

(注 15) 概ね現行の需要の程度が継続するケース（参考ケース）では、注 14 に掲げる影響のほか、療養病床以外の病床（一般病床等）に入院している者についても、これらの一般病床等の動向などの影響により、新たに要介護（支援）認定を受けて介護施設等に移ることにより施設・居住系サービス需要の増加につながるケースがあり得ることに留意が必要。各地域において、こうした影響を適切に見込むことが可能であれば、見直し作成に織り込むことは差し支えない。

#### (4) 高齢者の見守り及び住まいの在り方の方向

- 別紙 1 に沿って検討する。

#### (5) 在宅医療の基盤整備の方向

- 別紙 2 に沿って検討する。

#### (6) 供給の見直し

- 施設・居住系サービスの供給の見直しについては、例えば、

① 仮に、2014 年の整備量で固定した場合、

② 仮に、2014 年の整備率で固定した場合、

などが考えられるが、地域の特性に応じた推計方法で見直しを作成する。

#### 4. 詳細なワークシート及び推計例

- 別添の、ある都道府県（A県）全域における推計例を参照。

#### 5. 分析の視点・期待される議論（例）

- 地域における施設・居住系サービスの需要のケース別推計結果を踏まえつつ、将来の地域ケア体制のあるべき姿について検討を進めること。
- 将来の地域ケア体制の方向を踏まえつつ、今後の高齢化の進展に対応した地域としての施設・居住系サービスの今後の整備の方向を検討すること。
- 将来のあるべき方向を踏まえて、中長期的な体制の確保に向けた対応方針を検討すること。

（以上）